

國學院大學研究活動に関する行動規範

平成 27 年 2 月 18 日制定

(宣言)

國學院大學（以下「本学」という。）は、建学の精神と本学の名誉を重んじ、日本の伝統・文化の継承と創造的発展をはかるとともに、大学の使命の一つである研究に積極的に取り組み、研究活動の活性化を図ることにより研究の進展に寄与し、その成果を社会に還元することを推進する。

(目的)

本行動規範は、上記の宣言のもと、研究に関わる全ての者が研究活動を適切に行うことを目的として定めるものである。

I. 研究者の責務

(研究者の基本的責務)

1. 研究者は、研鑽に努め、科学的な探究に最善を尽くす。
2. 研究者は、研究が社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚する。
3. 研究者は、研究の実施、研究費の使用及び事務手続きにあたって、法令や関係規則を遵守する。
4. 研究者は、研究において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(公正な研究活動)

5. 研究者は、研究成果を公表することにより、その成果の社会的な認知を受ける。
6. 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正を為さず、また加担しない。

II. 職員の責務

7. 職員は、適正に事務手続きを遂行し、研究活動を支援する。
8. 職員は、研究が社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚する。
9. 職員は、研究にかかる事務手続きにあたって、法令や関係規則を遵守する。

III. 本学の責務

10. 本学は、研究活動を支援し、その成果を社会に還元する。
11. 本学は、関係省庁、研究費配分機関及び本学が定める規程等に基づき、研究活動に伴う不正を防止する公正な環境の確立・維持に主体的に関わる。